

さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市（水道局を除く。）が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、総合評価方式による一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、この要綱は事業の目的等に応じ別に必要な事項を定めて行う総合評価方式による競争入札の実施を妨げるものではない。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 総合評価方式 価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 対象工事 総合評価方式による競争入札を行う建設工事をいう。
- (3) 落札者決定基準 価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準をいう。
- (4) 技術資料 技術評価点の算出に必要な書類をいう。
- (5) 技術提案等 技術資料のうち「施工計画の適切性」、「技術提案」及び「技術提案を実現するための施工計画」をいう。
- (6) 自己採点申請書 技術資料のうち発注者が定めた対象工事における評価項目について入札参加者が自己採点を行った結果を記載した申請書をいう。
- (7) 技術審査委員会 さいたま市技術審査委員会設置要領（平成17年さいたま市制定）に基づくさいたま市技術審査委員会をいう。
- (8) 総合評価審査委員会 さいたま市建設工事総合評価審査委員会設置要領（平成21年さいたま市制定）に基づくさいたま市建設工事総合評価審査委員会をいう。
- (9) 工事所管部長 対象工事を所管する部等の長をいう。
- (10) 工事所管課長 対象工事を所管する課等の長をいう。
- (11) 入札執行者 対象工事の競争入札に関する事務を所管する課等の長又は当該課等の長が指名した者をいう。

(対象工事の選定)

第3条 工事所管課長は、建設工事の技術難易度や施工条件等を踏まえ、次の各号のいずれかの型式に該当する対象工事の適否について、総合評価審査委員会の審査を受けなければならない。ただし、委員長が議案が軽易であると判断した場合は、各委員に合議して総合評価審査委員会の審査に代えることができる。

- (1) 技術提案型 技術的な工夫の余地が大きい建設工事において、入札参加者が提示する技術提案、施工計画、施工能力、社会性・信頼性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるもの
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が比較的小さい建設工事において、入札参加者が提示する簡易な施工計画、施工能力、社会性・信頼性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるもの
- (3) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、入札参加者が提示する施工能力、社会性・信頼性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるもの

2 工事所管部長は、前項の審査を踏まえ、対象工事を選定するものとする。

(総合評価入札審査委員)

第4条 令第167条の10の2第4項及び同条第5項の規定による学識経験を有する者は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関して優れた識見を有し、中立・公正な立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことのできる者のうちから、さいたま市建設工事総合評価入札審査委員（以下「審査委員」という。）として、2人以上置くものとし、市長が委嘱する。

2 審査委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(落札者決定基準の決定)

第5条 工事所管課長は、対象工事の性格等に応じて、落札者決定基準を作成し、総合評価審査委員会の審査を受けなければならない。ただし、委員長が議案が軽易であると判断した場合は、各委員に合議して総合評価審査委員会の審査に代えることができる。

2 工事所管課長は、技術提案型の対象工事については、前項の審査を受けた後、技術審査委員会に諮らなければならない。

3 総合評価審査委員会及び技術審査委員会は、速やかに落札者決定基準の審査及び審議を行い、その結果を工事所管課長に通知するものとする。

- 4 工事所管部長は、前項の審査及び審議に基づき、審査委員に聴取した意見を踏まえ、対象工事の落札者決定基準を定めるものとする。
- 5 第3項に規定する技術審査委員会の審議は、技術審査委員会の委員長が必要ないと認めたときは、省略することができる。

(審査委員の意見聴取)

第6条 工事所管部長は、令第167条の10の2第4項及び同条第5項の規定により、審査委員の意見を聴取しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、契約管理部長又は工事所管部長は、落札者を決定しようとするときに、公正性、客観性等の観点からあらかじめ意見を聴取する必要があると認めた場合は、審査委員の意見を聴取することができる。
- 3 前項又は令第167条の10の2第5項の規定により落札者を決定しようとするときに行う意見聴取は、第8条第3項に規定する技術提案等の審査及び審議の後に行うものとする。ただし、審査委員から特に要請された場合は、評価値の算出後に行うことができる。
- 4 令第167条の10の2第4項の規定による意見聴取において再検討を要する意見が出された場合にあっては、前条に規定する審査及び審議を再度行うものとする。
- 5 第2項又は令第167条の10の2第5項の規定による意見聴取において再検討を要する意見が出された場合にあっては、第8条に規定する審査及び審議を再度行うものとする。
- 6 審査委員の意見聴取は、会議、面接又は書面等のいずれかの方法（電磁的方法を含む。）により行うものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第7条 入札執行者は、対象工事ごとに、入札に参加しようとする者又は指名業者に対し、次の各号に掲げる事項について入札公告又は指名通知により周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式による競争入札を実施する建設工事である旨
- (2) 当該総合評価方式による競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限
- (4) その他総合評価方式による競争入札の実施に必要な事項

(技術資料の審査及び審議)

第8条 工事所管課長は、必要に応じて、入札参加者に対し、提出された技術資料に

ついてヒアリングを実施することができる。

- 2 工事所管課長は、入札参加者から提出された技術資料のうち技術提案等について、総合評価審査委員会の審査を受けた後、技術審査委員会に諮らなければならない。ただし、簡易型及び特別簡易型の対象工事においては、技術審査委員会を省略することができる。
- 3 総合評価審査委員会及び技術審査委員会は、速やかに技術提案等の審査及び審議を行い、その結果を工事所管課長に通知するものとする。
- 4 工事所管部長は、前項の審査及び審議に基づき、審査委員の意見を聴取したときにはその意見を踏まえ、技術提案等の得点を決定する。
- 5 第3項に規定する技術審査委員会の審議は、技術審査委員会の委員長が必要ないと認めたときは、省略することができる。
- 6 契約管理部長は、技術提案等以外の評価項目について審査を行い、審査委員の意見を聴取したときにはその意見を踏まえ、得点を決定するものとする。

(技術提案型及び簡易型の落札者決定方法)

第9条 技術提案型及び簡易型による競争入札の落札者は、次の各号の規定に基づき、市長が決定する。

- (1) 落札者は、落札者決定基準に基づき、技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値の最も高い者とする。
- (2) 評価値は、技術資料の評価結果及び入札書の開札の結果により算出する。
- (3) 入札書の開札は、技術評価点を決定した後に行うものとする。
- (4) 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲を超えている入札については、価格評価点及び評価値は算出しない。
- (5) 入札書記載金額が調査基準価格を下回る価格であって、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる入札については、価格評価点及び評価値は算出しない。
- (6) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(特別簡易型の落札者決定方法)

第9条の2 特別簡易型による競争入札の落札者は、次の各号の規定に基づき、市長が決定する。

- (1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は、落札者決定基準に基

づき決定する。ただし、その評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより第一順位者を決定する。

- (2) 落札候補者の評価値は、第一順位者の技術資料の評価結果及び入札書の開札の結果により算出する。
- (3) 前号で算出された評価値が第1号で算出された評価値と異なる場合であつて、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として決定する。ただし、第一順位者の順位に変動が生じると認められるときは、新たに第一順位者とすべき者について、第1号及び前号の手続きを再度行うものとする。
- (4) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料の確認を受けた落札候補者から決定する。ただし、指名競争入札の場合は、前2号の落札候補者を落札者と読み替える。
- (5) 前条第4号及び第5号の規定は、特別簡易型の場合に準用する。

(入札結果の公表)

第10条 市長は、総合評価方式による競争入札において、落札者を決定したときは、さいたま市建設工事等に伴う契約情報公表要綱（平成13年さいたま市制定）第2条第3項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 技術評価点
- (2) 評価値

(技術評価点に関する照会)

第11条 工事所管課長は、入札参加者から、技術評価点のうち技術提案等に係る評価点について、疑義があるとして口頭にて説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 契約課長は、入札参加者から技術評価点のうち技術提案等以外の評価点について、疑義があるとして口頭にて説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札参加者は、前2項における説明に対しなお疑義がある場合は、説明請求書（様式第1号）により、落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に契約管理部長へ説明請求をすることができる。
- 4 契約管理部長は、前項の説明請求が提出されたときはその内容を審査し、説明請求回答書（様式第2号）により、回答するものとする。
- 5 契約管理部長は、前項の回答にあたり必要に応じ、説明依頼書（様式第3号）により、工事所管部長へ説明を求めることができる。

6 工事所管部長は、前項により説明を求められたときは、当該説明事項について速やかに総合評価審査委員会に審査させ、その後、必要に応じ技術審査委員会に諮ることができる。

7 総合評価審査委員会及び技術審査委員会は、速やかに説明を求められた事項に関する審査及び審議を行い、その結果を工事所管部長に通知するものとする。

8 工事所管部長は、前項の審査及び審議に基づき、説明回答書（様式第4号）により、契約管理部長へ回答するものとする。

（技術評価に関する検証）

第12条 契約管理部長は、前条第4項の回答をするとき又はさいたま市入札監視・苦情検討事務処理要領（平成15年さいたま市制定）第5条第3項第6号に該当する苦情申立ての回答をするとき、審査委員に技術評価に関する検証を依頼することができる。

（受注者の施工方法等）

第13条 発注者は、受注者に対し、入札時に提示した技術提案等に基づいて施工させるものとし、当該提案に係る設計変更等を行わないものとする。

2 受注者が当該提案により施工できない場合には、当該競争入札を行う際に発注者が示した設計図書に基づき施工させるものとする。この場合、さいたま市建設工事請負契約基準約款（平成13年さいたま市制定）第18条の規定による条件変更以外は、契約金額の変更は行わないものとする。

（違約金の徴収）

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者から違約金を徴することができる。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(1) 受注者の責めにより、技術提案型における技術提案等の内容が履行できないとき。

(2) 受注者の技術資料の内容に虚偽記載があったとき。

（悪質な行為に対する措置）

第15条 総合評価方式における競争入札において、入札参加者が提出した技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除、入札参加停止等の措置を講じることができる。

（履行内容の確認）

第16条 受注者は、技術資料の内容を履行したときは、履行が確認できる資料等を

添付の上、速やかにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から7日（閉庁日を除く。）以内に受注者の立会いのうえ、技術資料に示された内容の履行を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

（不服の申出）

第17条 受注者は、前条第2項の規定による発注者からの通知について、不履行となった事項に不服がある場合は、通知を受けた日から7日（閉庁日を除く。）以内に発注者に申し出ることができる。

（技術提案等に関する秘密の保持）

第18条 総合評価方式における競争入札において、本市に提出された技術提案等については、公表しないものとする。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）等関連規程に基づき、必要に応じて公開することがある。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（適用）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に落札者決定を行う契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に落札者決定を行う契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に落札者決定を行う契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月10日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に落札者決定を行う契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に落札者決定を行う契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に落札者決定を行う契約について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

説明請求書

年 月 日

さいたま市財政局契約管理部長

郵便番号
住所
（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
申立者 代表者
電話番号
FAX番号
（ふりがな）
担当者氏名

次の建設工事の総合評価結果について、説明を請求します。

説明請求の対象とする建設工事名	
説明請求内容	
説明請求内容の根拠	(具体的に記入し、内容がわかる資料等を添付してください)

様式第2号（第11条関係）

説明請求回答書

年 月 日

郵便番号
住所
申立者 商号又は名称
代表者氏名

さいたま市財政局契約管理部長

年 月 日付にて請求のあったことについて、次のとおり回答します。

説明請求の対象 とする建設工事名	
説明請求内容 及び根拠	
回答内容	

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

〇〇〇〇部長 様

契約管理部長

説 明 依 頼 書

下記建設工事の説明請求書が提出されましたので、さいたま市建設工事総合評価方式試
行要綱第11条第5項に基づき、請求内容への説明を求めます。

説明については、速やかに総合評価審査委員会で審査し、必要に応じて技術審査委員会
の審議を経て、 月 日までに回答をお願いします。

記

1 建設工事名 _____

2 工事所管課 _____

3 添付書類

（1）説明請求書

（2）評価結果整理表

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

契約管理部長 様

〇〇〇〇部長

説明回答書

年 月 日付けで依頼のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1 建設工事名 _____

2 説明内容

--